

## 11. 注意欠陥多動性障害に関する基本的な理解と支援の手立て

### (1) 注意欠陥多動性障害の概要

ある程度の不注意、衝動性、多動性は、発達の途上においては、どの幼児にも見られます。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性、多動性を示す状態が継続し、かつそれらが園生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

これらの様子は、幼児の成長や環境との相互作用の中で変化するともいわれています。年少のときには動き回っていた幼児が、年長になると座っているが常に身体のどこかを動かしているというように、幼児の成長に伴って動きが小さくなることがあります。また、入園当初は目立たなかった幼児が年長になり担任や教室が変わって落ち着かなくなったというように環境の変化で幼児の行動が変わることもあります。したがって、周囲の環境や刺激の調整は、注意欠陥多動性障害のある幼児などにとって重要なことです。なお、注意欠如・多動症といわれることもあります。

### (2) 注意欠陥多動性障害のある幼児などに見られる行動等の特徴

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、以下のような不注意、又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが園生活を営む上で著しい困難を示す状態を指します。

#### ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする。

#### イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりする。

#### ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難である。

この三つの特徴のうち、幼児の場合は、「衝動性」が顕著に見られます。いきなり保護者の手を振り払って駆け出す、遊具やゲームの順番を待てない、他の幼児の所有物をいきなり取り上げる、遊具や他の幼児の所有物に向かって行く際にじまな他の幼児を突き飛ばしたり叩いたりする、といった行動をとることが多いため、「乱暴な幼児」や「指示が通らない幼児」と捉えられることが多くあります。

「年齢あるいは発達に不釣り合いな程度」と示したように、そもそも幼児は、じっとしていることが苦手で、「多動性」については、周囲の幼児も活動性が高く、それほど注目されることはありません。「不注意」も注目されることはあまりなく、活発に動く、好奇心の旺盛な幼児というように捉えられているかもしれません。

また、幼児期の注意欠陥多動性障害のある幼児などは人懐こさが目立つことが多く、大人からかわいがられる可能性が高い一方で、衝動性の高さや多動による対応の困難さにより、保護者の虐待的対応を誘発する可能性もあります。具体的には、次のような特徴があります。

**a 「不注意」「衝動性」「多動性」に関する以下の設問に該当する項目が多く、その状態が少なくとも6か月以上続いていること**

#### ○不注意であること

- ・細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする
- ・遊んでいるときに注意を集中し続けることが難しい
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える
- ・指示に従えず、また今やっていること（課題）を最後までやり遂げられない
- ・活動を順序立てて行うことが難しい
- ・気持ちを集中して努力し続けなければならない遊びを避ける
- ・活動に必要な物をなくしてしまう
- ・棚の中に片付けると（見えなくなると）見つけられない。予想して探すことができない
- ・気が散りやすい（音や何かの刺激ですぐにそちらに気が向いてしまう）
- ・日々の活動で忘れっぽい

#### ○衝動性があること

- ・質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう
- ・順番を待つのが難しい

- ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする

#### ○多動性があること

- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする
  - ・座っているべきときに席を離れてしまう
  - ・自由な行動が許されていないときに、過度に走り回ったり、保育室から飛び出したり、棚や机の上によじ登ったりする
  - ・じっとしていない。又は何かに駆り立てられるように活動する
  - ・過度にしゃべる
- b 「不注意」「衝動性」「多動性」のうちの一つ又は複数が7歳以前に現れ、社会生活や園生活を営む上で支障があること
- c 著しい不適応が園や家庭などの複数の場面で認められること
- d 知的障害（軽度を除く）や自閉症等が認められないこと

### (3) 注意欠陥多動性障害のある幼児などの抱える困難さに応じた支援の手立て

ある程度の不注意、衝動性、多動性は、どの幼児にも見られます。幼児は、園での遊びや生活を通して、例えば、水着などの忘れ物をすると他の幼児と一緒に楽しく遊べなかったり、衝動的な行動により他の幼児とのいざこざが生じて遊びが中断してしまったりする体験を通して、次第に注意力を養い自己抑制ができるようになっていきます。

しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性、多動性を示す状態が継続し、かつそれらが園生活を営む上で著しい困難を示します。他の幼児と一緒に遊んでいても順番が守れなかったり、他の幼児の話を聞かずに自分の話ばかりしたがったりなど、他の幼児と一緒に遊ぶ、他の幼児と協力して運動会・発表会等をするなどの集団生活を営む上で困難さを感じる場合があります。

注意欠陥多動性障害のある幼児などが、遊びや生活の中でどのような困難さを感じ、そういった困難さに応じてどのような支援の手立てがあるのかを考え、当該幼児の実態に応じた支援をしていくことが大切です。注意欠陥多動性障害のある幼児などの困難さや困難さに応じた支援の手立てとして以下が考えられます。

## ①注意欠陥多動性障害のある幼児などの抱える困難さ

### ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする。うっかりミスが多く、言われたことを何度も同じように失敗してしまうことがあったり、物をなくしたり、忘れたり、いつもぼうっとしていて人の話を聞いていない様子が見られたりするため、周囲からは、まじめでないとか、わざとやっていると思われてしまう。

### イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりする。せっかちで、相手が嫌だと分かっているにもかかわらずに行動してしまうため、乱暴、自分勝手やわがままと見られてしまう。

### ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動に取り組むことが困難である。次々と新しいことを始めたり、しゃべり出したら止まらなかつたりするため、落ち着きがない、やる気がないと思われてしまう。

## ②困難さに応じた支援の手立て

### ア 集中できるようにするための手立て（気が散りやすいことを防ぐための手立て）

- ・遊具の棚にカーテンを付けて見えなくしたり、パーティションなどを使って外部刺激の少ない空間をつくったりして、遊ぶ際に刺激の少ない環境づくりを心掛ける
- ・目的以外の行動を起こす前に、声を掛ける。例えば、登園して朝の支度をせずに、カバン等を置いたまま、友達の様子に見入ったり、遊びに参加したりしてしまう幼児に対して、遊びに参加する前に、「朝の支度、しようね」と声を掛ける
- ・作業の手順を図示して、見通しがもてるようにする。例えば、朝の支度の手順を注意欠陥多動性障害のある幼児などの見やすいところに掲示しておき、当該幼児の気が散りそうになったら「ここまで、できたから、次は、これをするんだね」などと、声を掛ける

- ・気が散りやすい幼児の席は、窓側を避け、先生に近い席に座らせるなどの集中しやすい環境を整えるようにする

#### イ 順番を待ったり、最後まで話を聞いたりするための手立て

- ・並ぶ場所が分かるように待つ場所を作る。次の順番の人は目印のぬいぐるみを持つなどして目で見て分かる工夫をする
- ・先生は、短い文で説明し、絵や写真を見せながら話すようにする
- ・何かやりたいときに手を挙げるルールや、カードを指差すというような約束をする
- ・聞こえの悪さがないかを確認する

#### ウ 落ち着いて行動するための手立て（思いつくままの行動や乱暴を防ぐ手立て）

- ・友達を蹴ったり、叩いたりしているときには、その場から離して、本人が落ち着ける場所に連れて行き、興奮を鎮める
- ・感情のコントロールをする方法を一緒に考える。例えば、「10、数えようね」「深呼吸してみよう」などと言って、一緒に行き、本人が落ち着ける方法を探る
- ・人を叩いたり、走り回ったりしてしまう背景を先生が推測し、意思表示の方法、例えば『やめて』『〇〇しないで』と言えればいいんだよ」と当該幼児に気持ちの伝え方を教える
- ・トラブルの状況の記録を取っておき、トラブルが起きやすい状況を把握する

#### エ 活動をやり遂げるための手立て

- ・一つの活動の時間を短くするなどする
- ・一つの活動が終わったらほめ、活動が継続できるようにする
- ・活動の最中には「今は、〇〇をするよ」と声を掛ける
- ・活動量を調整するとともに、手順を絵カードなどで示し、視覚的に見通しが確認できるようにする

#### オ 動き回ってしまうことを防ぐ手立て

- ・じっとして遊ぶような活動のときには、頃合いを見計らって、例えば物を運ぶなどの手伝いを頼み、動ける時間をつくる
- ・注意欠陥多動性障害のある幼児などが動き始めそうなときに、当該幼児の肩に手

を置き、すぐに「やりたい」気持ちを先生が理解していることを伝え、「いつできるか」を具体的に伝えたり、一緒に並んで待ったりする。待つ間も、飽きさせないような工夫をする

- ・どのような活動で集中するのか、どのような声掛けをすると落ち着くのかを記録しておく
- ・保育室のざわざわした雰囲気や音、幼児同士のいざこざのような激しい口調の声などが苦手な幼児は、保育室から急に出ていくことがある。「何か気になることがあったの?」「何か嫌なことがあったかな?」など、動き出した理由を本人に尋ね、原因を取り除く工夫をする
- ・保育室の一角にその子が落ち着ける場所をつくっておく

注意欠陥多動性障害のある幼児などは、幼少期より気が散りやすく、じっとしていることができない傾向があり乱暴だったり、忘れ物や紛失物が多かったりします。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、叱責を受けたりする場面が多いと考えられます。もちろん危険な行為は制止する必要がありますが、このような繰り返しにより、自己肯定感が低下し、「自分は、何をやっても叱られる」、「大人に止められてばかりだ」といった無力感に陥ってしまう危険性があります。また、先生の当該幼児への対応を周囲の幼児が見ていて、他の幼児からもその行動について強く言われたり、他の幼児との遊びに参加しにくいような雰囲気にされたりすることもあります。

注意欠陥多動性障害のある幼児などの気になる行動は、この障害の特性によるものだということにできるだけ早く気づき、本人の自己肯定感が低下することのないよう、障害の有無にかかわらず、幼児が互いのよさを認め合う関係をつくっていくように支援することが重要です。行動のよい面を積極的に探してほめたり、叱責するよりも望ましい行動を具体的に示したりすることが大切です。

注意欠陥多動性障害には、その症状を抑える薬があります。薬を服用する場合には、主治医が家庭や園での様子を把握して、薬の量を調整していくことになるので、薬の効用を正しく理解し、家庭や主治医との連携が不可欠です。

#### (4) 困難さに応じた支援を活用して園での遊びや生活を展開する

先生の必要な支援の下で、注意欠陥多動性障害のある幼児などが園での遊びや生活を楽しみ、他の幼児との関わりを広げていけるようにすることが大切です。他の幼児との関わりを深め、遊びを展開していく際に大切なことがあります。それは、注意欠陥多動性障害のある幼児などの困難さに応じた支援を、他の幼児との関わりや集団の生活の中で自然に取り入れていくことです。しかし、その支援によって、他の幼児が遊びを楽しめなくなることは避ける必要があります。注意欠陥多動性障害のある幼児などが、クラスの一員として他の幼児と共に遊びや生活を楽しめるようにすることが大切です。

##### **コラム** 集合時や遊びの場面を通して（5歳児）

～当該幼児の思いの実現、きまりを守りやすい工夫など、状況に応じた支援を行う～

##### 支援のポイント

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動してしまう幼児に対しては、先生は短い文で話したり、話をするときのルールを決めたり、見通しがもてるような支援を考えていくことが大切です。

##### 他の幼児との関わりにおける先生の思い

思いつくままに行動してしまうこともあるけれど、その思いつきを生かし、他の幼児も巻き込んで遊びを発展させることで、J児も他の幼児も遊びを楽しんでほしい。一方、落ち着いて話を聞くことができないと、先生の注意を聞き逃して危険な場合もあるので、短い言葉で簡潔に、絵や動画を使って分かりやすく伝えるなどの工夫をしよう。

## 遊びや生活の様子

### 【皆が集合する場面】

先生が運動会で行うリレーについて説明を始めました。するとすぐに、J児が「知ってる、それはさあ…」と口をはさみました。J児は、いろいろなことをよく知っていて、質問が終わらないうちに答えを言ったり、話の途中で割り込んできたりすることがよくあります。

このクラスでは、「話を聞くとき」「話すとき」のルールをつくっています。先生は「先生が話をするので聞いてね」といつも決まったフレーズを言ってから話し始めています。

先生は、J児が話し始めたので「今は先生が話すときね」と声掛けをして、J児を含めクラス全体に「今は聞く時間である」ことを意識できるようにしました。そして、J児には、「時計の長い針が5になるまで話を聞いてね」と伝え、J児が見通しをもてるようにしました。

時計の長い針が5を指し、先生の話が一区切りついたところで、「皆、最後までお話が聞けましたね。Jちゃんも、お話が聞けてえらかったね。Jちゃんのお話はなあに？」と尋ねました。J児が話した後、「皆の中でお話ししたいことがある人はいますか？」とクラスの幼児たちにも発言の機会を設けました。

このように、クラス内でルールを決めておくと、おしゃべりの伝播が抑えられます。そうは言っても、先生が長く説明をしていたら、幼児たちが集中して聞いて理解するとは限りません。短い言葉で簡潔に、絵や動画を使って分かりやすく伝えることが大切です。「人がお話ししているときに、しゃべっちゃだめよ！」と叱るのではなく、「待っててね」、「後でちゃんと聞きますね」という態度をとることが大切です。

1日の計画を立てるとき、「この活動のときはこういうことが起こりそうだ」と予測し、準備しておくことも大切です。クラスの活動をメインに据えながら、予想されるJ児の行動への対応をどうするかなどをイメージしておくことで慌てずに対応できます。

J児の座る位置や先生が話す位置にも気を付けます。先生から離れていると集中が途切れやすくなります。また、先生の後ろに装飾があったり、園庭が見えたりす



ると先生以外のことが気になることもありますので、環境にも気を配りましょう。

#### 【忍者リレーごっこの場面】

幼児たちは、障害物を用いたリレーを「忍者リレーごっこ」と称して遊んでいます。忍者の修行になりそうな障害物を何人かで作り、先生と一緒にコースに配置します。リレーごっこといってもまだ勝負をするというのではなく、一人一人がコースを走ることを楽しんでいました。

J児は走るのが得意なので、すぐに走りたそうにしていたのですが、このときは、自分の順番を待って、走り出しました。しかし、自分が走り終えて元の位置に戻ってくるとき、障害物を別の場所に移動させてしまいました。先生は、「あれ？ 新しいコースができたね。面白そう。先生に試させて」とJ児が置き換えてしまったコースを走りました。すると、「面白そう。僕もやらせて」「私も走ってみたい」と他の幼児も新しいコースを楽しみ始めました。「Jちゃんのコース、楽しいね」と新しいコースを皆で楽しみ、その後もJ児は障害物を置くことが楽しくなり、次の日も先生や他の幼児と一緒にリレーの準備を始めるようになりました。

このように、幼児の興味や関心に応じて、遊びのルールだけではなく、遊びそのものも変化していきます。例えば、障害物を別のところに移動してしまったという困った出来事も「やめてね」とか「戻そうね」など行動を抑制したり否定したりする言葉掛けではなく、担任がJ児の気持ちを理解し、面白さを共有し、楽しそうな雰囲気をつくることで、それは困った場面ではなく、J児が活躍する場面になることもあります。このような働き掛けは、注意されることの多いJ児にとっては、自分の行動が、先生をはじめ皆に認められた経験となり、満足のいく活動になったと考えられます。

#### 他の幼児と共に遊びや生活を楽しむことができる支援策の検討

注意欠陥多動性障害のある幼児などの興味や関心から発した活動を十分に行うことは、当該幼児に充実感や満足感を与えます。当該幼児が充実感や満足感を得られるような活動の過程にこそ、発達にとって必要な体験があるといえます。当該幼児の行動を抑制したり否定したりするような言葉掛けばかりでは、満足感も

達成感も得ることができません。

同時に、園は社会への入口でもあります。集団での生活を営む上でのきまりの必要性について、園での遊びや生活を通して学んでいきます。J児も、他の幼児と共に先生の話聞くことの大切さは理解していても、障害の特性から自分の行動を抑えることが容易ではないかもしれません。J児の特性を踏まえた支援を受けながら、他の幼児と共に先生の話聞くといった体験を繰り返すことにより、次第に、最後まで話を聞くことができるようになっていきます。

紹介した二つの場面は、異なる視点からJ児への支援を行っているようにも見えます。しかし、そうではありません。今、当該幼児が体験していることは、当該幼児のどのような発達を促すのかを考え、そのことに寄与する支援をすることが大切です。障害の特性を含めて、当該幼児を理解し、発達に必要な体験ができるようにすることが大切です。

## コラム 発達障害について

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法 第二条より）と定義されています。下図のように発達障害を大きく3つのタイプに分けて整理していますが、これらのタイプの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは難しいとされています。また、年齢や環境により目立つ状態が異なってくることもあり、診断された時期によって診断名が異なることもあります。

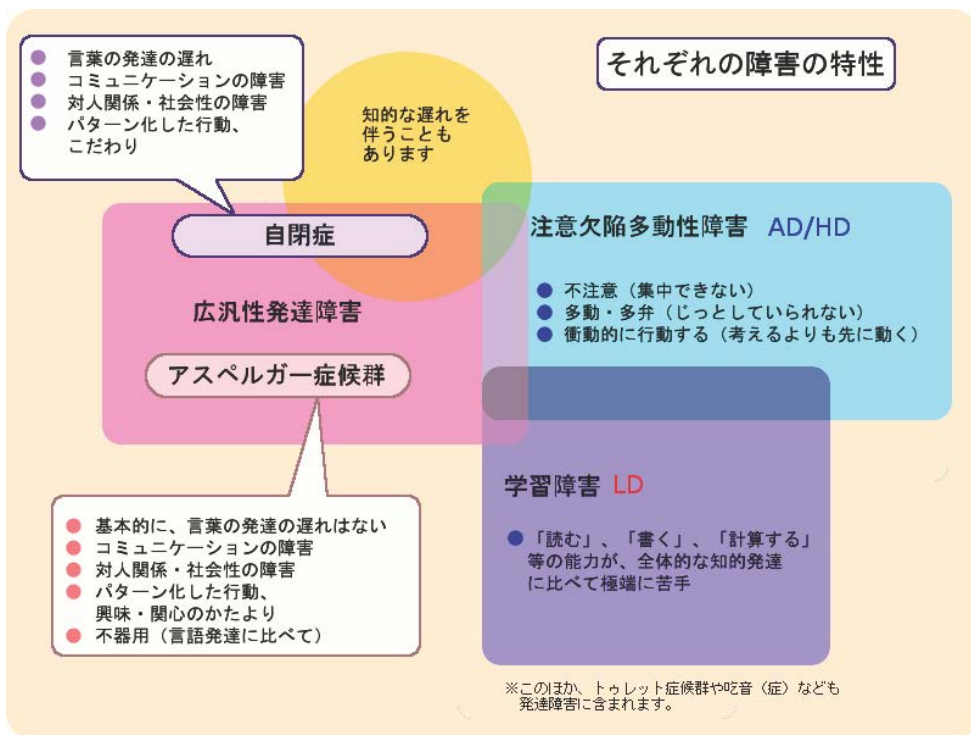


図 発達障害者支援法における発達障害

出典：国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターホームページ

発達障害は、生まれつき脳の一部の機能に障害があること、そしてその症状が通常低年齢に発現するという点が共通しています。

しかし、前述したように、一人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人でも全く似ていない状態像であり、個人差はとて大きくなっています。また、発達障害の認知や行動特性は、典型的で強く現れる人から弱い人まで連続体（スペクトラム）をなしていると考えられており、発達障害のある人とならない人とを明確に区分することは難しいとされています。さらに、年齢が進むにつれて、あるいは、周囲の環境によっても、状態像が著しく変化することもあります。例えば、担任が変わったり、保育室環境が変わったりして、問題が表面化したり、おさまったりするようなことがあります。このような様々な状況から、診断の重複や診断名が変わることもあります。

また、発達障害のある幼児などは、その特性について周囲に正しく理解されず、不適切な対応を受けていることがあります。「できるのに、やらない」などの否定的な評価や叱責を受け続け、自己肯定感が低下したり否定的な自己イメージをもったりすることがあります。その結果、発達障害の症状ではない問題行動がエスカレートしたり、不登校や非行に走ったりして、二次障害と呼ばれる状態を呈することがあります。二次障害を防ぐためには、発達障害について周囲が正しく理解し、それぞれに合った環境を整え、適切な対応をしていくことが重要です。